

財務省

令第六号

経済産業省

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年八月十八日

財務大臣 谷垣 禎一

経済産業大臣 二階 俊博

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平

財務省

成十六年 令第二号)の一部を次のように改正する。

経済産業省

第一条第二号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二十二條第二項」を「中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八條第二項及び第四十二條」に改める。

附則

この省令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十八年八月二十二日）から施行する。